

新型コロナウイルス感染症による収入減少等減免【国民健康保険料】 適用可否判定 自己確認用フローチャート(PDF版)

このフローチャートにて、保険料が減免対象になるかどうかをご自身で確認できます。
区役所へのお問い合わせや申請書送付の前に、ご自身で減免の適用可否についてご確認ください。
「基準1」、もしくは「基準2-1～3すべて」に該当すれば、減免を受けられる可能性があります。

【基準】

1 世帯の主な生計維持者(主に世帯主)が、新型コロナウイルス感染症にかかられましたか？

基準1の確認書類
・死亡診断書
・医師の診断書
・入院勧告書
・医師の届出に基づく通知書

はい

いいえ

減免を受けられる可能性があります。
減免の概要及び申請方法(減免申請書、収入等申立書、添付書類)をご確認いただき、住民登録のある区役所保険係あてに郵送にてご申請ください。

基準1には該当しません。
次の基準2-1以降をお答えください

2-1 主な生計維持者(主に世帯主)の令和2年2月以降で1か月の事業収入等のいずれかが、令和元年中の平均月収(年収の12分の1)と比較して「30%以上」減少した。★「収入」が基準となります★

次の①～④の収入で計算・判定します。令和元年及び令和2年の収入は、次の【A】【B】で出してください。
「主な生計維持者」の①～④の収入金額のすべてを、次の表の【A】【B】にそれぞれ記入してください。
【A】…令和2年2月から現在までで、もっとも収入が低かった月の収入額
【B】…【A】で入力した種類の収入における令和元年中の収入を12で割った金額(1か月平均)

→1つでも減少割合が30%以上あれば減免要件に該当する可能性があります。

【事業収入等】	A	B	減少割合(1-A÷B)	可否
① 事業収入				
② 不動産収入				
③ 山林収入				
④ 給与収入				

【注意点】
①新型コロナウイルス感染症の流行前の退職や事業廃止等による減収は、今回の影響とはいえないため対象外となります。
②非自発的失業者該当(会社都合退職の事由として雇用保険を受給される方)による保険料軽減制度の対象者は、この減免制度の適用対象外となります。ただし、給与所得以外の事業収入等において減少が見込まれる場合は対象となる場合があります。

1つでも該当する

該当しない

2-1の基準に該当しています。
次に2-2を確認してください。

今回の減免対象には該当しません。

2-2 主な生計維持者(主に世帯主)の令和元年中(1/1～12/31)の所得の合計金額が「1,000万円以下」である。★「所得」が基準となります★

ここでいう「所得の合計金額」とは、税法上の合計所得金額ではなく、退職所得を除く総所得金額等から特別控除額を引いた額です
※給与所得のみの方は「源泉徴収票」の『給与所得控除後の金額』となります。

1,000万円以下

1,000万円以上

2-2の基準も該当しています。
次に2-3を確認してください。

今回の減免対象には該当しません。

【所得の確認方法】
・令和元年年分「確定申告書」の所得金額(退職所得は含まず)
※繰越控除があれば差し引きます
・給与所得のみの方は「源泉徴収票」の『給与所得控除後の金額』

2-3 主な生計維持者(主に世帯主)の令和元年中の「事業収入等以外の所得(例:雑所得、配当所得、長期譲渡所得等)」と「事業収入等のなかで減少率が30%に満たない収入にかかる所得」の合計額が「400万円以下」である。★「所得」が基準となります★

ここでは、2-1の①～④のうち、減少率が30%に達していない「新型コロナウイルス感染症の影響により減少した事業収入等にかかる所得」と、他の所得(雑所得、配当所得、譲渡所得等)を合計した所得金額で判定します。

400万円以下

400万円以上

減免を受けられる可能性があります。
減免の概要及び申請方法(減免申請書、収入等申立書、該当する基準ごとの添付書類)をご確認いただき、住民登録のある区役所保険係あてに、郵送にてご申請ください。

今回の減免対象には該当しません。

【注意点】
・確定申告された方は、減収した収入にかかる所得以外の所得の合計を出してください。
・給与所得だけの方は0円となります。